

意見書・登園届が必要な感染症

下記の診断を受けた場合は、**保育園に連絡**してください。

また、**登園を再開する当日に、「意見書」または「登園届」の提出**をお願いします。

(※ 登園当日に意見書、または登園届がない場合、お預かりできないことがあります)

意見書・登園届について

- ◎ 意見書（症状が回復後に 園指定または病院指定の用紙に医師が記入）
- ◎ 登園届（指定の用紙に保護者が記入）
- ◎ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は専用の登園届（診断時、指定の用紙に医師が記入し、経過記録を保護者が記入）
 - ※ 解熱後3日（インフルエンザ）、症状軽快後1日（新型コロナウイルス感染症）経過してから登園可能となるため、**解熱または症状が軽快したら、登園を再開できる日を保育園に連絡してください**（解熱または症状軽快した日は0日とする）

意見書（医師が記入）

水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌髄膜炎）
麻疹（はしか）
風しん
結核

専用の登園届（医師、保護者が記入）

インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症

登園届（保護者が記入）

溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑（りんご病）
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
带状疱疹
突発性発疹